

浄化槽は適正な維持管理・法定検査を！



浄化槽で きれいな水を自然に返そう

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要で、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽の正しい使用をお願いします。

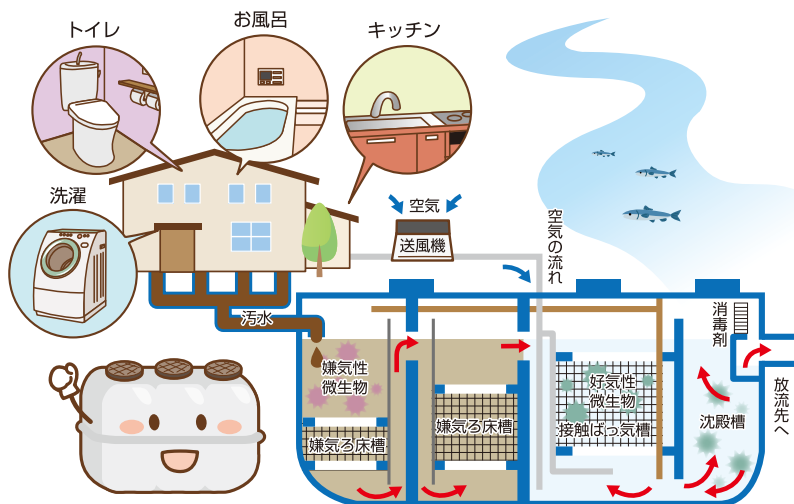
保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにすることも重要な作業です。

◆10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回

浄化槽はきれいな水を自然に返します



行う必要があります。県ホームページに掲載している保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

◆年に1回以上（全ばつ気方

式は6か月に1回以上）行う必要があります。

◆許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんとして行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

◆最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。

◆県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（0297-261-4004）にお申し込みください。

※法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括

契約システム」を、ぜひご利用ください。

◆一括契約については、保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽をお使いの皆さんへ

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいがちです。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らせます。身近な水環境の保全のため、補助金制度（例年4月から募集）なども活用し、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

茨城県県民生活環境部 環境対策課

0297(301)20960

坂東市生活環境課

0297(21)21890

▼メールで「有料動画の未納料金が発生しています」は架空請求詐欺です